

瑞穂監第 3 号
平成25年 4月 5日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
藤 橋 礼 治 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「商工農政課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「商工農政課」における平成24年4月1日から平成24年10月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「委託料」についての監査を行った。

商工農政課は、課長以下6名の職員で次の事務を行っている。また、農業委員会事務局を兼務している。

- (1) 農林水産業の振興に関すること
- (2) 農林水産団体との連絡調整に関すること
- (3) 農業振興地域整備事業に関すること
- (4) 農業共済に関すること
- (5) 家畜伝染病の防疫に関すること
- (6) 水田農業構造改革に関すること
- (7) 地域農政に関すること
- (8) 有害鳥獣対策に関すること
- (9) 特定農地に関すること
- (10) 商工業に関すること
- (11) 企業誘致に関すること
- (12) 労働行政に関すること
- (13) 消費者行政に関すること
- (14) 観光に関すること
- (15) 緑化・花づくりに関すること
- (16) 産業振興イベントに関すること
- (17) 農業等団体の育成に関すること
- (18) 農薬・病虫害防除に関すること
- (19) 漁業に関すること
- (20) 農地・水・環境保全向上対策に関すること
- (21) 土地改良事業に関すること
- (22) 農業農村整備事業に関すること
- (23) 県単独ほ場整備事業に関すること
- (24) 農業委員会に関すること
- (25) 農業者年金に関すること
- (26) 国有農地等に関すること

2 監査の実施日

平成24年12月19日（水）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び委託料について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 財務について

「商工農政課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は適正に執行されているものと認められた。

平成24年10月末現在

	予算額(円)	収入・執行済額(円)	比率(%)
歳入	70,745,000	1,505,950	2.1
歳出	187,994,000	90,670,175	48.2

2 「みずほふれあいフェスタ2012」事業委託について

(1) みずほふれあいフェスタ実行委員会について

「みずほふれあいフェスタ2012」事業(以下、「フェスタ」という。)を効果的、かつ効率的に推進する目的でみずほふれあいフェスタ実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が組織されている。13名の委員と5名の事務局員で構成されており、そのうち委員5名(うち1名は市長)と事務局員3名は市職員である。

そもそも、フェスタを委託している実行委員会のメンバーに市長及び市職員が加わることが妥当かどうか企画運営体制について検討いただきたい。

市は、フェスタの実施運営を実行委員会に委託しているので、市職員は地方公務員法第35条の規定に基づき、市長の承認を得て、職務に専念する義務を免除されなければ従事できないはずであるが、その手続きはとられていない。また、実行委員の他に、勤務時間中にフェスタの準備等に携わっている市職員もいるが、同様の手続きはとられていないので是正すべきである。

(2) 委託料の概算払について

地方公共団体の支出は、原則として、債務金額が確定し、支払いの期限が到来しており、支出の相手方が正当な債権者である場合に行なうこととされている。概算払は、その特例で、債務者は確定しているが、債務金額が未確定の場合に、その債務金額の確定前に概算をもって支出することをいう。瑞穂市会計規則は、地方自治法施行令第162条第1項第6号の規定による経費として、委託料を概算払いできるとしている。しかし、これはあくまでも経費の性質上概算払でなければ事務の取扱に支障を及ぼすような経費についてであり、フェスタの場合は概算払しなければならない正当な理由は見当たらない。契約書の仕様書には「予算案により概算払する」と記載されているが、そのようなアバウトな金額が契約金額であるべきではないし、そもそも予算案は市職員の加わった実行委員会で作成されているわけであり、市の予算を積算した者がフェスタの予算に携わること自体が理解不能である。

概算払のため精算があるわけであるが、仕様書は「事業報告書と収支報告書の提出と併せ精算すること」としている。収支報告書の収入には、市からの委託料のほか、協賛金 500,000 円、出店料 170,000 円、預金利息 111 円があり、単純に収入合計から支出合計を差引いた額を変更契約して精算していると思えない。実行委員会に精算の内訳を明確に求めるべきである。

また、仕様書には委託料以外の収入については何も記載されていないので、収入を認めるのであればその旨を記載すべきであるし、担当課は委託料のみに対する予算書・決算書を求めるべきである。

(3) 会計処理について

実行委員会に会計の役職を任命されている委員がいるにもかかわらず、フェスタの会計は事務局である商工農政課職員が担当している。市職員として委託料を保管することは地方自治法第 235 条の 4 第 2 項に抵触するので是正すべきである。私人の立場で引き受けることは可能かもしれないが好ましいことではない。

また、支出伝票の決裁欄に「市役所」の欄が設けてあり、職員数名が押印しているが適切ではない。訂正すべきである。

(4) 会場借上げについて

契約内容である仕様書には、会場の借上げは実行委員会が行なうことになっているが、巢南公民館の利用申請許可を商工農政課長名で得ており、契約内容に反する。次回からは契約内容どおりに履行されたい。

また、使用料は無料となっているが、巢南庁舎駐車場を始め会場として利用した施設が無料で妥当かどうか検討されたい。

(5) 業務委託について

フェスタは、産業振興を含め瑞穂市の良さを発掘し、笑顔あふれるまちにするため、瑞穂市にまつわる多くの市民・団体・事業所などから参加をいただき、交流を通じてお互いに理解を深め一体感をつくるとともに、瑞穂市の魅力を市内外に PR することを趣旨に、今年度は 11 月 3 日・4 日の両日に巢南庁舎周辺で開催された。

そもそも、フェスタの予算は、瑞穂市合併の平成 15 年度・16 年度は補助金であったものが、平成 17 年度から委託料に変更されており、その経緯は定かでない。

業務委託をするメリットとしては、①経費の節減、②事務処理の迅速化・効率化、③専門家の高度な知識・技術等の活用、④行政サービスの質の向上が一般的に挙げられる。

現在、フェスタ事業を効果的、かつ効率的に推進する目的で設置された実行委員会と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 号規定を適用して随意契約しているが、18 名で構成された任意団体に 945 万円の事業委託は果たして適正なのか疑問である。競争入札で委託したほうが成果が上

るのではないかと考える。

また、表向きは実行委員会が主催となっているが、実際のところは担当課を中心に市が実施しているのと変わらない。実施に当たり市民に参画いただくことは必要であるが、メリットがないのであれば委託するべきではないと考える。今後も委託するのであれば、委託内容、実施方法を十分に検討いただき、担当課においては実行委員と市職員の立場を混同しないよう注意されたい。

以上